

情報提供日	2018年(平成30年)9月19日
問い合わせ先	明石市市民生活局市民生活室 斎場管理センター 078-928-0940 (内線 5004)

あかし斎場旅立ちの丘 葬儀関連商品取扱業者の登録停止について

葬儀関連商品取扱業者の登録に関する基準（以下、「基準」という。）に基づき、下記のとおり登録停止を行いましたので、お知らせします。

記

1 事案の概要

(1) 発覚した内容

平成30年8月26日施行の告別式において、平成30年度葬儀関連商品取扱業者の1者（登録業種：供花）が販売した供物の缶詰盛籠の中に、賞味期限切れのフルーツみつ豆缶詰（賞味期限：平成30年5月13日）が含まれていたものです。

(2) 発覚した日時

平成30年9月15日

(3) 発覚した経緯

当該告別式の喪主からの連絡

(4) 現在の対応状況

平成30年5月14日以降、7件の葬儀で11個の缶詰盛籠を販売しており、当該業者が全7名の喪主に直接訪問し、6名に謝罪及び代替商品の手渡し済みです。先方が不在でお会いできていない1名については、引き続き訪問予定です。

当該商品10個は配布先の特定ができましたが、残り1個については特定できておりません。なお、現時点では健康被害の報告は受けていません。

2 登録業者への措置

(1) 登録停止年月日

平成30年9月15日

(2) 登録停止の理由

同業者が販売した供物（缶詰盛籠）の一部に賞味期限切れの商品が混入していたため（基準12⑩に該当）

(3) 登録停止の期間

上記事案に対する原因究明が完了し、再発防止策が講じられるまで

葬儀関連商品取扱業者の登録に関する基準

平成21年10月13日制 定
平成22年2月1日一部改正
平成23年2月1日一部改正
平成24年2月1日一部改正
平成25年12月15日一部改正
平成27年1月20日一部改正
平成28年12月15日一部改正
平成30年3月6日全部改正

- 1 この基準は、市営葬儀を行うにあたり、使用者が安心して商品や業者の選択が出来るよう、葬儀関連商品を取扱う業者（以下「取扱業者」という。）の登録（以下登録を受けた取扱業者を「登録業者」という。）について必要な事項を定めるものである。
- 2 登録業者は、厳粛さを保ちつつも簡素な葬儀を実現するという市営葬儀に協力しなければならない。
- 3 登録業者は、商品の取扱に関し、この基準のほか登録時に示されたきまりや市営葬儀に従事する職員からの指示を遵守しなければならない。
- 4 登録業者は、関連商品の取引に伴い知り得た個人情報については、個人の権利利益を侵害する事のないよう適正に取扱わなければならない。
- 5 取扱業者の登録は、登録年度の4月1日現在の「明石市入札参加資格者名簿」に登録された者より公募で行う。これに先立ち取扱業者は、市に対し、基準14に定める書類等を提出し、別表1の定めに基づき、基準9記載の資格要件の有無の審査を受けなければならない。
- 6 登録の対象とする取扱業者の種類は、次の各号の商品を取扱うものとする。
 - ①粗供養品（即日返しを含む）
 - ②供 花
 - ③飲み物類
- 7 登録日は、毎年4月1日とする。ただし、基準8又は基準11により新たに登録する場合の登録日は、市が登録を決定した日とする。
- 8 基準6に定める商品以外でも葬儀を営むことに支障があると認めるときは、緊急を要する場合を除き公募を行うとともに、登録の対象とする。
- 9 登録を申請する取扱業者は、次の資格要件を満たさなければならない。
 - (1) 商品を取扱う者にあつては、市内に本支店、事務所又は店舗のいずれかがあり、登録日の時点で登録の対象とする商品について2年以上の営業実績があること。ただし、本支店、事務所又は店舗のいずれかが所在しても、その従業員が商品の搬出

入に直接係らず、電話等の取次ぎに限定されている又は無店舗販売などの業態をとる者は認めない。

(2) 前項において、基準 8 又は基準 1 1 により新たに登録する場合の営業実績は、登録申請日から逆算して 2 年以上経過していること。

(2) 市が指定する商品を取扱うことができること。

(3) 基準 1 2 各号に定める事由が生じたときは、登録を停止又は抹消することに同意できる者であること。

(4) 別表 2 (1) ア又は (2) ア記載の登録業者資格要件を満たすこと。

1 0 1 回の登録につき有効期間は、登録日から 1 年間とする。ただし、1 年目満了時点において、市と登録業者双方が更新に異議がない場合は、登録の有効期間を最長 2 年間とすることができる。

(2) 前項の規定は、基準 8 又は基準 1 1 により新たに登録する場合の有効期間は、登録年度末日 (3 月 3 1 日) までとする。

1 1 斎場管理センター所長は、必要があると認めるときは、有効期間内において、登録業者を追加募集することができる。

1 2 市は、次の各号の事由が生じた場合には、有効期間内であっても登録を停止又は抹消することができる。なお市は、登録を抹消した場合、登録の残期間については、登録の申請を受付けないものとする。

①登録業者の申し出があったとき

②登録業者が廃業、倒産などで商品の供給が不可能になったとき

③別添「葬儀関連商品取扱業者に係る個人情報取扱特記事項」を遵守できないとき

④登録時のきまりを遵守できないとき

⑤基準 9 記載の資格要件を欠いたとき

⑥基準 1 4 記載の提出書類に虚偽の記載が判明したとき

⑦基準 1 4 記載の誓約書に掲げる事項に違反したとき

⑧市営葬儀に従事する職員の適切な指示に従わないとき

⑨盛花に関連した市との契約が存在しなくなったとき

⑩その他登録業者として業務を継続すべきでない事情が生じたとき

1 3 登録業者は、自社で作成した市営葬儀で取り扱うことのできる商品が記載された自社のパンフレット等、必要な書類等を市に提出しなければならない。

- 1 4 取扱業者は、登録の申請にあたって次の書類等を提出しなければならない。
- ①葬儀関連商品取扱業者登録申請書
 - ②取扱実績
 - ③店舗規模、その面積・規模等がわかる写真（店舗の外観と内部の業務スペースの写真）。ただし、提出日から3か月以内に撮影したものに限る。
 - ④所在地の地図
 - ⑤自社で作成した取扱商品に関するパンフレット、チラシ等（カラー）。
 - ⑥誓約書
 - ⑦その他登録条件確認のため、市が提出を求める書類
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に定める者は、市が提出資料を別途指定する。
- ①現行の登録業者
 - ②登録申請時から逆算した2年間において登録業者であった者
- 1 5 提出された登録申請書類の内容について、この基準のほか示されたきまりに基づき、業種ごとに登録業者を選定する。
- 1 6 この基準に定めるもののほか、葬儀関連商品登録業者の登録に関する事項は、斎場管理センター所長が定める。

附則 この基準は、平成21年10月13日から施行する。

附則 この基準は、平成22年2月1日から施行する。

附則 この基準は、平成23年2月1日から施行する。

附則 この基準は、平成24年2月1日から施行する。

附則 この基準は、平成25年12月15日から施行する。

附則 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成30年3月6日から施行する。

別表1 実態調査指針

- ①登録申請書類に基づく本支店又は店舗の立入調査。
- ②本支店又は店舗の大きさ及び従業員数、その他営業車輛の保有等の確認。取扱業者資格を遵守する能力の有無の確認。
- ③商品供給能力（自社で作成した取扱商品に関するパンフレット、チラシ等（カラー）に沿った商品の恒常的供給能力）の確認。

別表2 取扱商品別登録業者資格要件及び業務内容

(1) 粗供養品

ア 登録業者資格要件

- ①主たる営業目的が、粗供養品等の販売であること。
- ②価格が1,000円（消費税を含む。なお税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、変動後の税率による消費税を含む。）を上限とする粗供養品を5種類以上、常時取扱い、注文に応じ速やかに供給する能力を有すること。
- ③粗供養品とともに礼状はがきの印刷の依頼があれば、印刷も可能であること。
- ④有効期間中において葬儀業（業務として葬儀全般を執り仕切る行為をいう。以下同じ。）を営まないこと。

イ 業務内容

- ①販売価格は、定価の概ね80%とする。（即日返しを含む。）
- ②パンフレット（カラー）A4判 8頁以内に自社の商品及び消費税を含む販売価格を記載すること。（パンフレットに記載する価格は金額を具体的に記入すること、〇割引といった記載は行わないこと。）
- ③賞味期限のある場合、取り扱いに注意すること。
- ④商品は概数納品とし、残数を引き取った上で、使用数量を注文者に確認のうえ、精算を行うこと。
- ⑤即日返しがある場合は、補助員をつけること。
- ⑥1月2日から12月31日まで、対応が可能なこと。

(2) 供 花

ア 登録業者資格要件

- ①主たる営業目的が、生花の販売であること。
- ②市営葬儀の式場、自宅等での葬儀用盛花等の納入業者として市と契約締結を行っているか、若しくは契約締結が可能であること。
- ③生花を常時取扱い、注文に応じ商品を市営葬儀式場、自宅等にかかわらず速やかに供給する能力を持ち、告別式出棺の際に切花作業を迅速に行う能力があること。

④有効期間中において葬儀業を営まないこと。

イ 業務内容

①明石市内に本支店又は店舗を有し、生花の取引場所としていること。

②商品は、注文者に内容を確認した上で、直接渡すこと。

③1月2日から12月31日まで、対応が可能なこと。

④料金設定は市の指示に従うこと。

(3) 飲み物類

ア 登録業者資格要件

①明石市入札参加資格者名簿に登載されていること。

②主たる営業目的が、酒類の販売であり、2年以上の実績があること。

③明石市内に本支店、事務所、店舗のいずれかを有し、酒類小売業者免許を有していること。

④酒類を常時取り扱い、注文に応じ速やかに供給できる能力を持つこと。

⑤有効期間中において葬儀業を営まないこと。

イ 業務内容

①精算は、数量を注文者に確認のうえ行い、取引に間違いが生じないようにすること。

②1月2日から12月31日まで対応が可能なこと。

③料金設定は市の指示に従うこと。